

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第103号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年3月13日 23時40分ごろ
発生場所	東京都八丈町八丈島西北西方沖 八丈町所在の大越鼻灯台から真方位300°60.8海里（M）付近 （概位 北緯33°40.0′ 東経138°42.0′）
事故等調査の経過	平成24年7月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十一大師丸、306トン 133272、有限会社ながしま B 漁船 第八大師丸、135トン 135687、有限会社ながしま
乗組員等に関する情報	船長A、四級海技士（航海） 船長B、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部ファッションプレートに亀裂及び凹損、右舷中央部外板に凹損 B 船首部に擦過傷
事故等の経過	A船は、大中型まき網漁業船団の運搬船であり、船長Aほか7人が乗り組み、網船であるB船に接舷して魚をA船に積載するため、B船の船首側に接近して待機中、B船は船長Bほか22人が乗り組んで操業中、平成24年3月13日23時40分ごろ、八丈島西北西方沖約60Mにおいて、A船の右舷中央部及び右舷船首部とB船の船首部とが数回衝突した。この頃、A船は、西からの突風を受けた。 A船は、航行に支障がなかったので静岡県西伊豆町安良里港に入港して損傷箇所の応急修理を行った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 6 海象：波高 約3.0～4.0m
その他の事項	突風は、風向が西、風速が約16～17m/sであった。 A船は、B船に接近後、速力がない状態で待機中であった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし、B なし A なし、B なし A あり、B あり A船は、八丈島西北西方沖において、操業中のB船に接近して待機していたことから、西からの突風により圧流され、A船の右舷側中央

	部とB船の船首部とが衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が、八丈島西北西方沖において、操業中のB船に接近して待機していたため、西からの突風により圧流され、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・接舷のために待機する際は、突風や風浪による圧流に十分に注意すること。